

ご旅行条件書

この旅行は公益社団法人八戸観光コンベンション協会（以下「当協会」という）が企画・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書及び、当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した日程の運送機関の運賃・料金（普通席）
- ②旅行日程に明示した日程の宿泊の代金及び税・サービス料食事代及び旅行取扱料金。(但しコースにより一部食事が含まれない場合もあります。またコースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的諸費用は含みません) 消費税等諸税を含みます。また、特に注釈のない場合、おとな・こども同額となります。

2) お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しは致しません。

また、お客様のご都合による出発日の変更は、所定の取消料を頂戴いたします。

●旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①自由行動中の見学科、食事料、交通費等
- ②超過手荷物料金（規定の重量・大きさ・個数を超える分について）
- ③クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ④傷害、疾病に関する医療費（傷害、疾病保険料等）
- ⑤ご希望者のみ参加されるオプションツアーの旅行代金
- ⑥ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

●お申込み条件

- ①大人お一人様以上でお申し込みください。
- ②20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ③身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申し出ください。団体行動に支障をきたすと当協会が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

●お申込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

- ①ご来店にてお申し込みの場合、所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約は成立します。申込金は、旅行代金又は取消手数料もしくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。

所定の旅行申込書（以下「申込書」という）に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます（なお、旅行パンフレット、ホームページにこれと異なる金額の申込金の記載がある場合

は、その定めるところによります）。申込金は、旅行代金又は取消料 若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金(お1人さま)	申込金
3,000 円未満	旅行代金全額
3,000 円以上 10,000 円未満	3,000 円
10,000 円以上 30,000 円未満	6,000 円
30,000 円以上 60,000 円未満	12,000 円
60,000 円以上 90,000 円未満	18,000 円
90,000 円以上	旅行代金の 20%

2) 電話、郵便・ファクシミリ等の通信手段（以下「電話等」という）にてご予約の場合、当協会が予約を承諾した日の翌日から3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、当協会がご予約はなかったものとして取扱います。契約は、当協会の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものとします。残金は旅行開始日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

※日帰り旅行の場合、残金は旅行開始日の前日から遡って3日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

●最終日程表

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に契約のお申込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付します（契約書面に旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に契約のお申込みが可能である旨が記載された旅行に限り）。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

●旅行契約内容・旅行代金の変更

- ①当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- ②著しい経済情勢の変動により通常想定される程度を大幅を超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせいたします。減額する場合は運賃・料金の減額だけ旅行料金を減額します。なお、払い戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。

## ●お客様の交代

お客様は当協会の承諾を得て216円の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

## ●取消料（お客様による旅行契約の解除）

①お客様はいつでも下記の取消料を払って旅行契約を解除することができます。但し、解除の連絡は当協会又はお申込み店の営業時間内のみお受けいたします。

②当協会の責任とならないローンの取り扱いの事由に基づきお取消しになる場合も下記取消料をお支払いいただけます。

③お客様のご都合でお申し込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。

④次の場合は取消料をいただきません。

(a) 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。

(b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。

(c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

(d) 当協会が最終日程表を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日まで交付しなかったとき。

(e) 当協会の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能となったとき。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

20日前～8日前の解除 旅行代金の20%

7日前～2日前の解除 旅行代金の30%

前日の解除 旅行代金の40%

当日の解除 旅行代金の50%

無連絡の不参加・旅行開始後の解除 旅行代金の100%

オプションプランも上記の取消料が別途適用されます。

※日帰り旅行の場合は、解除日が10日前までの場合、取消料は無料となります。

※払い戻し期日

旅行開始前の解除・・・解除の翌日から起算して7日以内

旅行開始後の解除・・・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

## ●当協会による旅行契約の解除

次の場合、当協会は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与しえない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

●最少催行人数 各プランにより最少催行人数は異なります。ホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人数に満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

※日帰り旅行の場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

## ●旅程管理等

当協会は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

## ●当協会の責任

当協会は、当協会又は手配代行者（旅行サービスの手配を当協会に代わって行う者）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたとき損害を賠償いたします。（お荷物の損害賠償額は、当協会に故意又は重大な過失ある場合をのぞき15万円）

## ●お客様の責任

当協会はおお客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

## ●特別補償

当協会は、当協会の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別紙の特別補償規程で定めることにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金をお支払いいたします。ただしスカイダイビング・スキューバダイビング・パラセール搭乗その他これらに類する危険な運動等によるものであるときは当協会は上記の補償金及び見舞金を支払いません。

## ●旅程保証

旅行日程に下記に掲げる重要な変更（次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置）が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、サービス提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行商品につき旅行代金の5%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。当協会はおお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。変更補償金の支払い対象となる変更<1件あたり率（%）>

本パンフレットに記載した

①旅行開始日又は旅行終了日の変更

旅行開始前 1.5 旅行開始後 3.0

②入場する観光施設（レストランを含む）その他の旅行目的地の変更

旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更変更

旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

(変更後の合計金額が当初の合計金額を下回ったものに限りませう。)

④運送機関の種類又は会社名の変更

旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

⑤旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更

旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

⑥宿泊機関の種類又は名称の変更

旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更

旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載あった事項の変更

旅行開始前 2.5 旅行開始後 5.0

●旅行条件基準日

平成 30 年 4 月 1 日現在の運賃・料金を基準としています。

●その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

お問合せ先

旅行企画・実施

公益社団法人 八戸観光コンベンション協会

電話 0178-41-1661 (9:00~17:00 土日祝日休み)

〒031-0075

青森県八戸市内丸一丁目 1 番 2 号— 2 F

青森県知事登録旅行業第 2-140 号

(一社) 全国旅行業協会会員